

平成27年4月

各 位

一般社団法人マンション管理業協会
区分所有管理士委員会事務局
電話 03-3500-2720

区分所有管理士登録証の更新時における講習について

謹啓 平素はご高配に賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、区分所有管理士の登録をされている方のうち、平成27年6月30日をもって登録証の有効期限が満了となる方を対象として、この書面を発送させていただいております。

ご承知の通り、区分所有管理士登録証の更新時には、「一般社団法人マンション管理業協会 区分所有管理士資格審査・認定事業実施規程」第46条2項の規定（裏面に記載）により、「講習の受講」又は「小論文の提出」が必要となります。

なお、「講習の受講」により登録の更新をする場合には、平成26年度までは「区分所有管理士登録更新講習」として単独の講習を実施して参りましたが、平成27年度からは「マンション管理アドバンス研修」（指定法人として行うマンション管理業に従事する中上級者向け研修、例年の受講者数は概ね700名程度）を兼ねて実施いたします。

これにより、平成26年度までは講習会場は東京と大阪に限定されていましたが、平成27年度より札幌・仙台・名古屋・広島・福岡の会場でも受講が可能となります。各会場での講習会開催日時は同封の「平成27年度区分所有管理士登録更新（再登録）のご案内」に記載されている「7. 講習の受講 （1）開催概要」でご確認ください。

謹白

【抜 粋】

一般社団法人マンション管理業協会 区分所有管理士資格審査・認定事業実施規程

(登録の更新)

第46条 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の定められた受付期間に登録の更新の申請を行わなければならない。ただし、理事長が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定により、登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間内に協会で実施する所定の講習を受講するか、又は所定の小論文を提出し、合格の判定を受けなければならない。